

# 湖北地域森林計画

平成26年12月樹立

平成30年 月変更



自 平成 27 年 4 月 1 日  
計画期間  
至 平成 37 年 3 月 31 日

滋 賀 県



## 変更する理由（湖北森林計画区）

本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、一部を変更するものである。

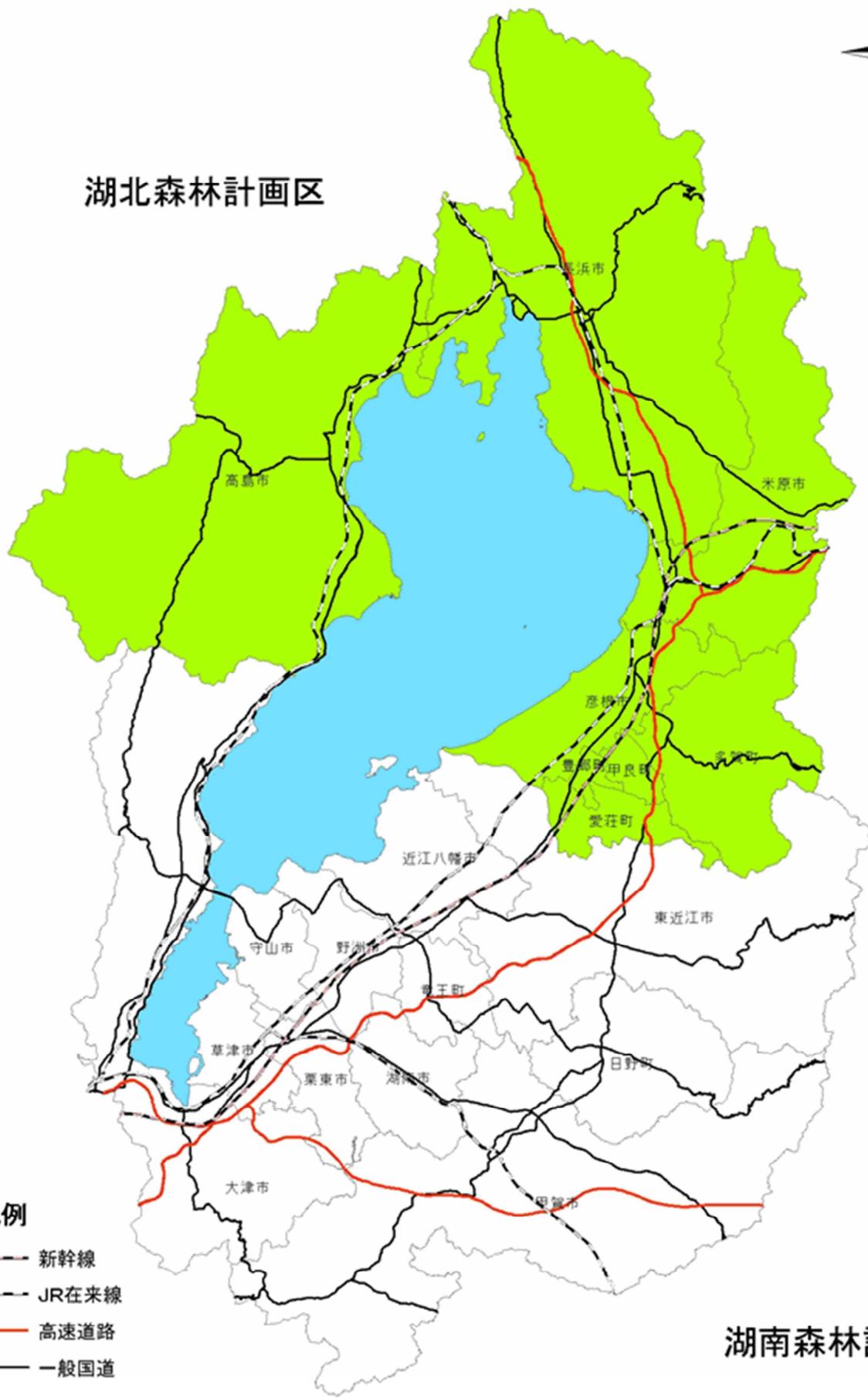
なお、当該地域森林計画は、平成 31 年 4 月 1 日にその効力を生ずるものとする。



# 地域森林計画区位置図



湖北森林計画区



## 凡例

- 新幹線
- JR在来線
- 高速道路
- 一般国道

湖南森林計画区



I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要およびその評価	4
(1) 前計画の実行結果	4
(2) 評価	4
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	4
II 計画事項	6
第1 計画の対象とする森林の区域	6
第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項	7
1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項	7
(1) 森林の整備および保全の目標	7
(2) 森林の整備および保全の基本方針	8
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	10
2 その他必要な事項	10
第3 森林の整備に関する事項	11
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	11
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	11
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	12
(3) その他必要な事項	12
2 造林に関する事項	13
(1) 人工造林に関する指針	13
(2) 天然更新に関する指針	14
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	16
(4) その他必要な事項	16
3 間伐および保育に関する基本的事項	18
(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針	18
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	18
(3) その他必要な事項	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	20
(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	20
(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針	23
(3) その他必要な事項	23
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	24
(1) 林道等の開設および改良に関する基本的な考え方	24
(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方	26
(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方	27
(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方	27
(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法	27
(6) その他必要な事項	27
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	28

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針	28
(2) 森林管理制度の活用の促進に関する方針	28
(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針	28
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	29
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	29
(6) その他必要な事項	29
<b>第4 森林の保全に関する事項</b>	<b>31</b>
<b>1 森林の土地の保全に関する事項</b>	<b>31</b>
(1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	31
(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	32
(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法	32
(4) その他必要な事項	32
<b>2 保安施設に関する事項</b>	<b>33</b>
(1) 保安林の整備に関する方針	33
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	33
(3) 治山事業の実施に関する方針	33
(4) 特定保安林の整備に関する事項	33
(5) その他必要な事項	33
<b>3 鳥獣害の防止に関する事項</b>	<b>34</b>
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針	34
(2) その他必要な事項	34
<b>4 森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項</b>	<b>35</b>
(1) 森林病害虫等の被害対策の方針	35
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	35
(3) 林野火災の予防の方針	35
(4) その他必要な事項	35
<b>第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項</b>	<b>36</b>
(1) 保健機能森林の区域の基準	36
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	36
<b>第6 計画量等</b>	<b>38</b>
<b>1 間伐立木材積その他の伐採立木材積</b>	<b>38</b>
<b>2 間伐面積</b>	<b>38</b>
<b>3 人工造林および天然更新別の造林面積</b>	<b>38</b>
<b>4 林道の開設又は拡張に関する計画</b>	<b>39</b>
<b>5 保安林整備および治山事業に関する計画</b>	<b>46</b>
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	46
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等	48
(3) 実施すべき治山事業の数量	49
<b>6 要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期</b>	<b>55</b>
<b>第7 その他必要な事項</b>	<b>56</b>
<b>1 保安林その他制限林の施業方法</b>	<b>56</b>
<b>2 その他必要な事項</b>	<b>56</b>
<b>別表 1 「標準的な植栽本数」</b>	<b>57</b>
<b>別表 2 「間伐の標準的な方法」</b>	<b>57</b>
<b>別表 3 「低コスト施業の標準的な方法」</b>	<b>58</b>

別表 4 「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」 ----- 59

(附) 参考資料

1 森林計画区の概況 -----	61
(1) 市町別土地面積および森林面積 -----	61
(2) 地況 -----	62
(3) 土地利用の現況 -----	63
(4) 産業別生産額 -----	64
(5) 産業別就業者数 -----	64
2 森林の現況 -----	66
(1) 齢級別森林資源表 -----	66
(2) 制限林普通林別森林資源表 -----	72
(3) 市町別森林資源表 -----	73
(4) 所有形態別森林資源表 -----	74
(5) 制限林の種類別面積 -----	76
(6) 樹種別材積表 -----	78
(7) 特定保安林の指定状況 -----	79
(8) 荒廃地等の面積 -----	80
(9) 森林の被害 -----	81
(10) 防火線等の整備状況 -----	81
3 林業の動向 -----	82
(1) 保有山林規模別林家数 -----	82
(2) 森林経営計画の認定状況 -----	83
(3) 経営管理権及び経営管理実施の認定状況 -----	83
(4) 森林組合および生産森林組合の現況 -----	84
(5) 林業事業体等の現況 -----	86
(6) 林業労働力の概況 -----	87
(7) 林業機械化の概況 -----	88
(8) 作業路網等整備の概況 -----	88
4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）-----	89
(1) 森林より森林以外への異動 -----	89
(2) 森林以外より森林への異動 -----	89



## I 計画の大綱

### 1 森林計画区の概況

滋賀県の森林は県土の約半分を占め、水源涵養機能をはじめ様々な公益的機能や木材等生産機能を發揮しており、琵琶湖の重要な水源であることから、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

しかし、林業が経済的に成り立ちにくくなっているため、林業従事者の減少や高齢化などを招いており、手入れ不足の森林が多くあり、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養や山地災害の防止、地球温暖化の防止など、森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。その一方で、国内の森林資源が充実し、国産材に対する需要や木材の再生可能な資源としての重要性が高まりを見せていることや、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫としての役割等、森林の持つ公益的機能の発揮への期待も高まっている。このような期待に応えるため、以前にも増して森林整備、基盤整備、木材流通の効率化、保安施設整備、普及啓発活動の効果的、計画的な推進が求められている。

このようなことから、県民との協働により森林を健全な姿で次代へ引き継いでいくために「琵琶湖森林づくり条例」を施行し、条例の理念を実現するための施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な枠組である「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、「琵琶湖森林づくり県民税」を活用した施策を展開している。

さらに、平成28年度に策定された「琵琶湖保全再生計画」および「しがの林業成長産業化アクションプラン」に基づき、森林を「守り」ながら「活かす」好循環を創出する取組を進めている。

滋賀県には湖南および湖北の2森林計画区があり、このうち県北部を対象とする湖北森林計画区は、彦根市、長浜市、高島市、米原市および愛知郡（愛荘町）、犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）の4市2郡の8市町を包括する 201,650ha の区域から構成され、森林率は52%である。その内訳は地域森林計画対象民有林が94,838ha、国有林（官行造林を含む）が10,466haである。流域区分では、鈴鹿山系を源とする宇曽川地域、犬上川地域、伊吹山系を源とする姉川地域、高時川地域、野坂山系を源とする大浦川地域、石田川地域および比良山系を源とする安曇川地域の7つの地域に区分される。

まず、本計画区の東部に位置する宇曽川地域および犬上川地域は、鈴ヶ岳（1,130m）、三国岳（815m）、靈仙山（1,094m）等を源とする地域で、下流は緩やかな傾斜をした沖積平野が湖岸まで続いている。地質は大半が石灰岩地帯で、一部古生層が分布している。交通は名神高速道路、国道306号、307号を中心に交通網が整備されており、京阪神・中京圏への交通の便に恵まれている。

次に、本計画区の北東部に位置する姉川地域は、伊吹山（1,377m）、金糞岳（1,317m）、己高山（923m）を源とする地域で、下流まで扇状の沖積平野が続いている。

地質は大部分が古生層で、姉川上流域の一部に花崗岩地帯、伊吹山周辺に石灰岩地帯が分布している。交通はJR琵琶湖線、北陸本線、名神高速道路、北陸自動車道、国道8号、21号、365号を始め、広域農道等の交通網の整備により、中京方面はもとより、京阪神・北陸方面への利便性が図られている。

計画区の北部から北西部に位置する高時川地域、大浦川地域および石田川地域は、高時川地域が横山岳(1,132m)、土蔵岳(1,008m)、三国岳(1,209m)等標高1,000m内外の急峻な山々、大浦川地域が三方ヶ岳(574m)、赤坂山(824m)、大谷山(814m)等比較的緩やかな山地、石田川地域が滝谷山(736m)、三重岳(974m)等標高600~1,000mの山地を源とする地域である。地質は古生層が主体で、花崗岩地帯が大浦川地域の一部に見られ、平野部には洪積層、沖積層が分布している。交通については、JR北陸本線、湖西線、北陸自動車道、国道8号、161号、303号、365号等があるが、特に高時川、石田川地域は県下でも有数の豪雪地帯であり、著しい制約を受けている。しかしながら、そのような中にあっても、国道8号の藤ヶ崎トンネルや国道303号の奥琵琶トンネルが開通してからは地域間交流にも活気がでてきており、また北陸と近畿圏を結ぶ国道161号バイパスも多くの供用されるなど交通網の整備が図られつつある。

計画区の西部に位置する安曇川地域は、権現山(996m)、三国峠(776m)、駒ヶ岳(780m)等を源とする地域である。地質は大部分が古生層で、比良山地の一部が花崗岩地帯で、下流の一部は洪積層が分布している。交通についてはJR湖西線、国道161号、367号を中心に交通網の整備が図られている。

次に森林・林業を中心に見ると、宇曽川および犬上川地域では、特に犬上川地域が地味も肥沃で降水量も多く、明治末期から水源涵養を目的として、一部事務組合を中心とした公有林経営体による造林が進められてきた。この結果、スギ・ヒノキの美林がつくられ、地域の林業地帯の核を形成している。人工林率は54%と県平均(44%)を大きく上回っており、8齢級から12齢級の利用期に達した人工林は人工林全体の57%を占めており、施業集約化や一部事務組合や広域森林組合を中心とした搬出間伐等による森林資源の有効活用が期待される。また、生産基盤としての林道等の整備は林道密度が10.3m/haと県平均(5.4m/ha)よりも高いものの、きめ細かな森林施業に必要な支線林道、作業道等の整備はまだ充分とはいえない状況であり、更なる搬出コストの低減が必要である。

一方、姉川地域も犬上川地域と同様に、地味が良好で降水量も多く、造林公社が主体となった造林地が多いことから、人工林率も46%と県平均を幾分上回っており、7齢級以下の若齢林は16%と県平均(16%)の水準にある。このため引き続き必要な保育作業を実施することとし、冬季積雪の多い上流部においては雪害への対策が重要な課題となっている。一方で、8齢級から12齢級の人工林は人工林全体の53%と県平均(60%)を下回っている。さらに林道密度は7.3m/haと県平均を上回ってはいるものの、作業道等の体系的な整備が遅れていることから路網整備によるコスト削減を進めながら、森林資源の有効活用が期待される。

高時川地域は地味も比較的良好で、年間を通じて降水量も多いことから、造林公社等によるスギを主体とした人工造林が進んでおり、湖北の優良林業地帯を形成しつつあるが、人工林率は32%と県平均を大幅に下回っており、姉川上流域と同様に

冬季積雪が多いことから、雪害対策が重要な課題となっている。8齢級から12齢級の人工林は人工林全体の66%を占めていることから、施業集約化等による積極的な取り組みが行われている。一方で、林道等の基盤整備は林道密度3.8m/haと県平均を大幅に下回っているため、路網整備の推進による搬出コストの低減が課題である。

大浦川地域は風化花崗岩地帯が大半を占め地味が乏しいことから、ヒノキを中心とした公社造林により、人工林率は50%と県平均を上回っているが、林道密度は4.9m/haと県平均より低位である。また7齢級以下の若齢林が人工林全体の24%を占めることから、路網整備と間伐等の必要な保育を施業集約により進める必要がある。

石田川地域は適潤性褐色森林土壤が広範囲に分布しており、地味も良好で降水量にも恵まれていることから人工林化が進み、人工林率は53%と県平均を上回っており、8齢級から12齢級の人工林も76%と県平均を大きく上回っている。また、林道密度は5.3m/haと県平均程度であるが、湖西林業地帯の一角を形成している。今後は生産基盤である林道・作業道等の体系的な整備と施業集約化を行い搬出間伐等による、森林資源の有効活用が望まれる。

安曇川地域も石田川地域と同様、地味が良好でかつ降水量も多く、公社造林を中心としたスギ・ヒノキ等の人工林の湖西林業地帯の中核を形成している。しかしながら、7齢級以下の要保育・間伐林分が人工林全体の16%を占めており、引き続き必要な森林整備を行う必要がある。健全な森林維持に必要な林道は林道密度が3.5m/haと県平均を大幅に下回っており、今後とも林道・作業道等の体系的な整備を図る必要がある。

一方で、8齢級から12齢級の人工林は67%を占めているため、路網整備と併せて集約化等による森林資源の有効利用を図る必要がある。

また、計画区内で資源的な充実を迎えている地域と、住宅への木材消費が大きい都市部とを連携させ、民間事業体等との協働による「地域材での家づくり」や公共施設の木造・木質化、木製外構施設並びに学習机の導入を進めることによって県産材の利用を図り、森林の整備を促進する必要がある。

## 2 前計画の実行結果の概要およびその評価

### (1) 前計画の実行結果

前計画の前半5年分（平成22～26年度）に対応する計画量および実行量（ただし、平成26年度は見込み量）を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	81,000	107,000	132%
		広葉樹(m3)	14,000	39,000	279%
	間伐	針葉樹(m3)	316,000	483,000	153%
		広葉樹(m3)	—	—	—
間伐面積(ha)			7,693	6,166	80%
造林面積	人工造林(ha)		353	201	57%
	天然更新(ha)		159	537	338%
林道	開設(km)		19.3	4.7	24%
	改良(km)		22.5	1.1	5%
	舗装(km)		16.7	3.7	22%
保安林指定	かん 水源の涵養(ha)		1,191	520	44%
	災害の防備(ha)		549	338	62%
	保健・風致の保存等(ha)		192	0	0%
治山事業(箇所)			99	93	94%

### (2) 評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量を大幅に上回った。間伐面積はおおむね計画量どおりであったが、伐り捨てから利用間伐への転換に伴い、単位当たりの間伐材積が増えたことから伐採材積は計画量を上回ったと考えられる。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから、人工造林の実行量は計画量を下回っているが、天然更新は増加している。

林道では、公共事業が縮減される一方で、大雨による災害の復旧事業を優先して実施したため、計画量を下回る結果となった。

保安林指定では、計画量を下回ったが、水源涵養および災害防備のための保安林については、多発している災害に対応すべく指定を推進した結果、計画期間後期に実行量が伸びており、今後も実行量が増加する見込みである。一方、保健・風致の保存のための保安林では指定が無かった。

治山事業については、豪雨災害の被災箇所を優先して治山事業を実施したことから、当初計画箇所の実施は伸びなかった。

## 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能の発揮と、利用期を迎えた森林資源を持続的かつ有效地に利用していくことを基本とし、湖北森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、

山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、地球温暖化が進行する中、温室効果ガスの排出削減等の対策が喫緊の課題となっているが、森林は、二酸化炭素の吸収や、再生産可能で炭素の貯蔵機能等を有する木材の生産を通じ、地球温暖化の防止に重要な役割を担っている。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

#### ア 森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の有する各機能に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林整備および保全の基本方針を示して適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

#### イ 持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための育成複層林施業や長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

#### ウ 林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

#### エ 森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

#### オ 保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

## II 計画事項

### 第1 計画の対象とする森林の区域

#### ○市町別面積

単位：面積 ha

区分		面 積	備 考
市 町 別 内 訳	総 数	9 4 , 8 3 8	<p>1 地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。</p> <p>2 地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の7の2第1項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」、森林法第10条の8第1項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。</p> <p>3 森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。</p>
	彦根市	2 , 5 3 5	
	長浜市	3 3 , 9 9 3	
	高島市	3 2 , 2 0 1	
	米原市	1 3 , 8 5 3	
	愛荘町	9 2 5	
	豊郷町	0	
	甲良町	1 5 6	
	多賀町	1 1 , 1 7 5	

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

## 第2 森林の整備および保全に関する基本的な事項

### 1 森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

#### (1) 森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

##### ① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

##### ② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

##### ③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

##### ④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

##### ⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

##### ⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林など。

##### ⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木

により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

## (2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとする。

### 森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	<p>本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進することとする。</p>

保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な擾乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
木材等生産機能	<p>林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積 ha  
蓄積 m<sup>3</sup>/ha

区分		現況	計画期末
面積	育成单層林	41, 468	40, 801
	育成複層林	1, 372	2, 106
	天然生林	48, 796	47, 449
森林蓄積		216	218

育成单層林： 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林： 森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天然生林： 主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

2 その他必要な事項

該当なし

### 第3 森林の整備に関する事項

#### 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P7）、第6の1「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（P38）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壤等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

##### （1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第3の2「造林に関する事項」（P13）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または溪流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

##### ア 皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

##### イ 択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができるものとする。

採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）で実施するものとする。

## （2）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地 区	樹 種					
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その 他 針葉樹	ク ヌ ギ	その 他 広葉樹
湖北森林計画区	4 0	4 5	4 0	5 0	1 5	2 0

## （3）その他必要な事項

育成单層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹 種	標 準 的 な 施 業 体 系			主伐時期の目安
	生 産 目 標	仕 立 方 法	期 待 径 級	
ス ギ お よ び ヒ ノ キ	一般建築材	中 仕 立	2 6 cm	6 0 年
	柱 材	中 仕 立	3 2 cm	8 0 年

## 2 造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P7）、第6の3「人工造林および天然更新別の造林面積」（P38）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壤等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。

### （1）人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、花粉発生源対策として花粉の少ない花粉症対策苗木等の花粉症対策に資する苗木についても積極的に選定することとする。

#### イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

##### （a）人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表1「標準的な植栽本数」（P57）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば2,000本/haなど低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表1「標準的な植栽本数」（P57）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

##### （b）人工造林の標準的な方法

###### （育成単層林）

###### ①地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないよう整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

###### ②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

### (育成複層林)

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

## ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

### (a) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復並びに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壤条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

### (b) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は（2）「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

## （2）天然更新に関する指針

天然更新は、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壤環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

## ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキモミ等、広葉樹ではブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

## イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

### (a) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

### (b) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かき又は植込みを行うこととする。

### (c) 天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘案し、概ね7,000本/haを標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

## ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。）

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、市町村森林整備計画において定めることとし、造林の方法は人工造林によるものとする。

(4) その他必要な事項

該当なし



### 3 間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P7）、第6の1「間伐立木伐採材積その他の伐採立木材積」および第6の2「間伐面積」（P38）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

#### （1）間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうつ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化および利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表2「間伐の標準的な方法」（P57）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30%以上の強度間伐にも取り組むものとし、一例を別表3「間伐の低コスト施業の一例」（P58）に示す。

#### （2）保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

##### ①下刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さの1.5倍以上または60～70cm程度抜き出る林齢まで実施することとし、必要に応じて2回刈りを実施するものとする。

##### ②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

##### ③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

##### ④除伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうつ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うものとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。

## ⑤枝打ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

### (3) その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

## 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第2の1(1)「森林の整備および保全の目標」(P7)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るために森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第2の1(2)「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P8)に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

#### (a) 水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源涵養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

#### (b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破碎帶又は断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滯水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壤をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(c) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林  
都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

(d) 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、都市計画風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

#### イ 施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第2の1(2)に示す「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」(P8)、別表4「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」(P59)に基づき、次のとおり公益的機能別施業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

(a) 水源の涵養<sup>かんよう</sup>の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する（標準伐期齢+10年以上）とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

(b) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に發揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に發揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に發揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるよう、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の2割以内の範囲内で延長又は短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域又は、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を70%までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の

方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）70%までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

## (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

### ア 区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壤を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

### イ 施業の方法に関する指針

第3の1 (3)において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」(P12)を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

## (3) その他必要な事項

該当なし

## 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

### (1) 林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

#### ○基幹路網の現状

単位：延長 km

区分	路線数	延長
基幹路網	229	542
うち林業専用道	—	—

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第2の1(1)に定める「森林の整備および保全の目標」(P7)の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進すること。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

#### ア 水源涵養機能の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

#### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

#### ウ 快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林

において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ 生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ 木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をP29に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 ( 0° ~ 15° )	車両系 作業システム	100m/ha以上	35m/ha以上
中傾斜地 ( 15° ~ 30° )	車両系 作業システム	75m/ha以上	25m/ha以上
	架線系 作業システム	25m/ha以上	25m/ha以上
急傾斜地 ( 30° ~ 35° )	車両系 作業システム	60m/ha以上	15m/ha以上
	架線系 作業システム	15m/ha以上	15m/ha以上
急峻地 ( 35° ~ )	架線系 作業システム	5m/ha以上	5m/ha以上

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

5の（2）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」（P26）を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質

傾斜が急峻ではない。

軟弱な地質や土壤ではない。

○森林機能の評価区分

木材等生産機能がHまたはM

○傾斜毎の路網密度水準の分布

基幹路網密度水準が1／2未満

基幹路網密度水準が1／2以上～水準未満

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

(5) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法  
該当なし

(6) その他必要な事項

該当なし

## 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化

### その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況並びに関連する行政施策の目標等を勘案し、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

#### (1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等について、不在村者を含めた森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供や助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとする。

併せて、今後の間伐等の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

#### (2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

市町は、森林の経営管理（自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うこと）を森林所有者自らが実行できず、当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認めた場合、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めるものとする。

#### (3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化および雇用の安定化による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体および林業事業体を育成するとともに、林家等に対

する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

#### (4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第3の5（2）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」（P26）を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム(主要組み合わせ機械)					
車両系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (搬出) → (積込) → (運搬) チェーンソー ウインチ付グラップル プロセッサ フォワーダ グラップル トラック ハーベスター (トラック)					
架線系	(伐倒) → (集材・木寄) → (造材) → (積込) → (運搬) チェーンソー スイングヤード プロセッサ グラップル トラック タワーヤード ハーベスター					

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用

架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

#### (5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材产地証明制度の取組を促進する。

#### (6) その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長産業化による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進するとともに、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の総合的な利用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。また、自伐林家をはじめ、地域住民やNPO等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を始めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

## 第4 森林の保全に関する事項

### 1 森林の土地の保全に関する事項

#### (1) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の、他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況並びに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置並びに環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。

(2) 樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養<sup>かん</sup>、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積 ha

区分	面 積	留意すべき事項	備 考
総 数	79, 402		
市 町 村 別 内 訳	彦根市	1, 522	水源涵養 <sup>かん</sup> や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更にあたっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。  林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
	長浜市	28, 518	
	高島市	27, 607	
	米原市	11, 335	
	愛荘町	759	
	豊郷町	—	
	甲良町	29	
	多賀町	9, 631	

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

(3) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法

該当なし

(4) その他必要な事項

該当なし

## 2 保安施設に関する事項

### (1) 保安林の整備に関する方針

保安林については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P7）に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養<sup>かん</sup>、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要のある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

### (2) 保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

### (3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第2の1に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（P7）に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備並びに渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進することとし、治山事業の計画について第6の5（3）「実施すべき治山事業の数量」（P49）のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

### (4) 特定保安林の整備に関する事項

該当なし

### (5) その他必要な事項

該当なし

### 3 鳥獣害の防止に関する事項

#### (1) 鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

##### ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

##### イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置又はわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壤対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、(1) のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

## 4 森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

### (1) 森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壤等の自然条件に適合したもの導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

### (2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第1種特定鳥獣保護計画、滋賀県第2種特定鳥獣管理計画や農作物等野生鳥獣防止対策等とも連携しつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、個体数管理のために必要な捕獲や防護柵の設置、テープ巻等の広域的な防除対策を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

### (3) 林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施するとともに、防火線や防火樹林帯等の整備を推進することとする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

### (4) その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとなるよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

## 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第3条第1項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

### (1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

### (2) その他保健機能森林の整備に関する事項

#### ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養<sup>かん</sup>、県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

#### イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高  
(すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高)

#### ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向

等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備並びに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

## 第6 計画量等

### 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位：材積 1000m<sup>3</sup>

区分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹
総 数	1,318	1,175	143	570	427	143	748	748	0
うち前半 5年分	603	544	59	237	178	59	366	366	0

### 2 間伐面積

単位：面積 ha

区分	間伐面積
総 数	15,727
うち前半5年分	7,932

### 3 人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積 ha

区分	人工造林	天然更新
総 数	2,182	810
うち前半5年分	908	334

#### 4 林道の開設又は拡張に関する計画

(全 期)				単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m <sup>3</sup>							
開 設 拡 張 別	種 類 (区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
					面 積	材 積					
						針 葉 樹	広 葉 樹				
開 設	自動車道	長 浜 市	山 室 名 越	(92)	(7, 135)	(973)					
				0.1	46	3, 567	486				
			春 日 日 光 寺	0.2	45	2, 555	1, 051				
				0.2	65	6, 319	594				
			(旧浅井町)		(1, 233)	(10, 905)	(56, 436)				
				0.4	616	5, 452	28, 218				
				2.0	62	2, 951	3, 872				
				1.0	130	1, 026	7, 477				
			林業専用道	アセビ郷野西山	2.0						
				大 吉 寺	1.5	145	20, 336	4, 565	○		
				横 山 岳	0.6	(1, 225)	(19, 251)	(64, 235)	既設 0.22km		
				浅 井 木 之 本	0.1	597	14, 428	30, 194	○		
			(旧木之本町)	落 谷	0.1	(1, 233)	(10, 905)	(56, 436)	既設 0.16km		
				下 町	0.1	617	5, 453	28, 218			
				西 谷	0.1	348	20, 182	8, 091			
				サ ゾ ラ	0.1	150	2, 888	5, 405			
			(旧余呉町)	渋 谷	1.3	31	7, 160	1, 049			
				下 使 熊	0.1	53	5, 455	1, 685			
				横 山 岳	0.1	87	2, 690	1, 020			
				横 山 岳	4.0	(1, 225)	(19, 251)	(64, 235)			
			(旧西浅井町)	横 山 岳	628	4, 823	34, 041	○			
				小 山 山 田	0.3	186	4, 823	10, 542			
				沓 掛	0.6	135	3, 606	7, 875			
				蛇 ケ 谷	0.3	45	5, 211	1, 040			
			計	奥 出	0.4	103	3, 743	3, 282			
					16. 4	4, 120	135, 170	183, 228			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
開 設	自動車道		米 原 市 (旧山東町)	(旧伊吹町)	上丹生柏原	3.0	(1, 911) 685	(311, 448) 147, 781	(62, 523) 9, 419	○	既設 0.22km	
					名 畑	0.1	50	5, 281	338			
					雄 河 内	0.1	42	4, 625	934			
					雌 河 内	0.1	130	20, 631	943			
					山 室 名 越	0.1	(92) 46	(7, 135) 3, 568	(973) 487			
					七 尾 山	0.5	(1, 896) 542	(129, 139) 41, 739	(78, 151) 22, 728			
					伊 吹 山	0.2	318	14, 773	1, 679			
					藤 川	0.2	121	5, 086	2, 866			
					吉 櫻	0.2	93	5, 696	2, 973			
					甲 賀	0.2	113	3, 456	6, 305			
				(旧米原町)	下板向山	0.1	159	11, 190	5, 423			
					東 山 谷	0.2	62	2, 677	1, 381			
					村 木	0.2	53	4, 685	1, 781			
					東 出 山	0.1	40	3, 816	1, 156			
					向 山	0.2	73	2, 851	1, 905			
					弥 高 百 坊	0.1	166	24, 649	4, 239			
					寺 林	1.2	39	860	1, 492			
					上丹生柏原	2.0	(1, 911) 1, 226	(311, 448) 163, 667	(62, 523) 53, 104	○		
					江 竜	1.0	56	6, 494	0			
					樽 ケ 畑	1.2	262	25, 923	8, 618	○		
				(旧近江町)	西 番 場	0.1	67	10, 036	401			
					日 光 寺 多 和 田	0.1	51	7, 567	784			
					春 日 日 光 寺	0.1	86	86	4, 928			
					計	11.3	4, 480	517, 137	133, 884			
高 島 市 (旧マキノ町)			高 島 市 (旧マキノ町)	(旧朽木村)	在 原 山 中	1.1	416	6, 500	12, 465		既設 0.26km	
					北 谷	0.2	37	817	1, 854			
					細 谷	0.3	57	802	3, 277			
					明 護	0.3	67	9, 772	2, 109			
					入 部 谷	0.4	79	7, 589	1, 633			
					入部谷小野峰	1.5	268	5, 969	23, 013			
					戸 谷 棚 林	2.8	584	51, 926	30, 578			
					佐 慶 比	5.4	544	80, 635	39, 825			
					木 地 山 北 谷	5.4	935	79, 580	22, 756			
					余 市 谷	1.5	215	7, 107	11, 965			
				(旧高島町)	畑	0.3	91	8, 392	2, 355			
					計	19.2	3, 293	259, 089	151, 830			
合 計						46.9	11, 893	911, 396	468, 942			

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類 (区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域			うち前半 5年分	備考		
					面積	材積					
						針葉樹	広葉樹				
拡張	自動車道 (改良)	彦根市	滝谷武奈	3.8	(1,784) 1,430	(183,363) 151,534	(35,770) 27,510				
			高根中山	0.6	9	1,258	252	○			
			日夏山	0.7	63	8,644	70	○			
			荒神山	0.5	68	638	7,663	○			
			計	5.6	1,570	162,074	35,495				
		愛荘町 (旧秦荘町)	桃ノ木谷	1.0	104	9,892	1,568				
					(352)	(41,933)	(2,669)				
			秦川押立山	0.1	191	22,379	2,014	○			
			計	1.1	295.0	32,271	3,582				
		多賀町			(2,263)	(210,438)	(94,573)				
			御池	1.8	399	39,837	5,114	○			
			権現谷	3.2	1,424	95,530	65,759				
			白谷	0.2	766	73,289	23,338	○			
			御池大杉	0.5	291	58,282	4				
			材木谷	0.2	103	7,672	1,014				
			鳴川	0.2	87	9,701	1,111				
			中石谷	0.2	63	8,362	385				
			樋田ヶ谷	0.4	75	10,873	535				
			杉俣	0.2	128	12,920	2,347				
			桂谷	0.2	78	10,004	1,083				
			下山	0.2	1,126	199,414	20,911	○			
			天狗堂	0.2	116	13,087	4,052				
			計	7.5	4,656	538,971	125,653				
		長浜市	垣籠堀部	0.3	35	1,467	454				
			後鳥羽	0.2	36	2,069	645				
		(旧浅井町)	鳥越	11.0	4,723	40,301	202,425	○			
			アセビ八島	1.2	188	8,279	2,085				
		(旧虎姫町)	虎御前	0.4	37	3,324	922				
			虫丸	0.5	30	8,168	1,431				
			網谷	0.2	254	16,461	6,426				
			横谷オゲツラ	0.2	67	10,863	2,015				
			支線日の裏	0.2	211	17,337	7,323				
			日の裏	0.1	604	15,825	22,291				
			落谷	0.2	348	20,182	8,091				
			向山	0.1	392	23,690	12,359				
			下町	0.1	150	2,888	5,405				
			込谷	0.3	76	7,569	2,707				
					(1,225)	(19,251)	(64,235)				
			横山岳	2.5	597	14,428	30,194				
			音羽谷	0.2	155	12,919	5,371				
			北谷	0.4	585	41,854	32,441				
			南谷	0.2	139	6,266	1,463				
		(旧余呉町)			(1,225)	(19,251)	(64,235)				
			横山岳	1.3	628	4,823	34,041				
			池原文室	1.0	240	13,063	14,264				
			東野中之郷	0.5	248	17,820	11,389				
		(旧西浅井町)	池原	1.2	147	5,610	6,554				
			深坂	0.6	170	15,004	2,040				
			計	22.9	10,060	310,210	412,336				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
拡張	自動車道 (改良)		米 原 市 (旧山東町)	柏 原 西 谷	0.2	159	6,764	3,642				
				雄 河 内	0.3	42	4,625	934				
				黒 谷 大 平	0.1	182	28,073	2,422	○			
				雌 河 内	0.1	291	39,725	3,108				
				上丹生柏原	3.0	(1,911) 685	(311,448) 147,781	(62,523) 9,419	○			
			(旧伊吹町)	七 曲	0.5	(220) 82	(6,662) 1,387	(5,559) 2,480	○			
				国 見	0.1	1,376	206,433	41,913	○			
				西 出 大 谷	1.0	166	15,003	3,249	○			
				川 戸 谷	0.3	558	7,617	17,122				
				東 出 山	0.4	40	3,816	1,156				
				堂 の 谷	0.2	57	875	965				
				下 坂 向 山	0.2	159	11,190	5,423				
				寒 谷	0.1	277	5,372	3,203				
				下 板 並	0.1	868	28,795	36,012				
				伊 吹 大 谷	0.1	77	612	4,705				
				中 津 又	0.2	830	1,855	23,031				
				大 清 水	0.1	57	4,787	993				
				小 泉	0.1	70	6,419	2,325				
			(旧米原町)	滝 谷 武 奈	2.4	(1,784) 354	(183,363) 31,829	(35,770) 8,260	○			
				松 尾 寺	2.0	90	4,662	3,356	○			
				樽 ケ 番	0.7	262	25,923	8,618				
				イ モ エ 谷	0.2	224	42,111	989				
				江 竜	1.0	67	10,036	401				
				上丹生柏原	3.0	(1,911) 1,226	(311,448) 163,667	(62,523) 53,104				
				計	16.4	8,199	799,357	236,830				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
拡張	自動車道 (改良)		高 島 市 (旧マキノ町)	北 マ キ ノ	1.4	297	2,793	9,269				
				西 山	1.2	669	35,848	23,905				
				黒河マキノ	0.5	299	3,461	6,620				
				在 原	0.4	54	2,100	714				
			(旧今津町)	角 川	3.0	1,011	37,134	38,837	○			
						(1,088)	(184,404)	(57,940)				
				寒 風 麻 生	5.0	908	144,195	50,323	○			
				酒 波 谷	1.2	906	13,273	33,667	○			
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864				
				荒 谷	1.0	532	20,257	21,096				
				天 増 川	0.1	1,558	40,344	29,811				
				梅 原 雨 谷	2.3	315	43,864	5,526				
						(2,100)	(220,268)	(95,028)				
				鵜 川 村 井	2.2	230	36,079	6,850	○			
			(旧朽木村)	寒 風 麻 生	0.2	180	40,209	7,617				
				大 谷	0.2	429	5,578	19,936				
				大 彦 谷	0.6	692	23,330	28,462				
				保 谷	0.2	56	4,756	1,329				
				三 室 谷	0.2	66	8,559	1,969				
				桂 谷	0.1	58	4,708	2,237				
				戸 谷	0.2	298	5,375	10,982				
				下 壺	0.2	301	16,177	9,100				
				小 杉 谷	0.2	69	2,314	2,706				
				小 入 谷	0.3	323	28,990	6,714				
			(旧安曇川町)	佐 慶 比	0.2	544	80,635	39,825				
				中 野	0.2	105	2,609	1,052				
						(2,100)	(220,268)	(95,028)				
				鵜 川 村 井	1.4	1,870	184,189	88,178				
			(旧高島町)	黒 谷	0.4	210	26,565	21,735				
				計	23.9	14,454	867,995	563,324				
合 计					77.4	39,234	2,710,878	1,377,220				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開設 拡張 別	種類 (区分)	位置 (市町)	路線名	延長	利用区域			うち前半 5年分	備考		
					面積	材積					
						針葉樹	広葉樹				
拡張	自動車道 (舗装)	愛莊町 (旧秦莊町)	三ツ谷	0.1	60	3,045	495				
			向山	1.1	110	6,709	12,575	○			
			秦川押立山	0.4	(352)	(41,933)	(2,669)				
			計	1.6	361	32,133	15,084				
		多賀町	御池大杉	0.5	106	15,798	3,551				
			樋田ヶ谷	0.8	75	10,873	535				
			向野	0.1	293	51,085	17				
			尺仏前谷	0.1	36	2,900	0				
			中石谷	0.1	63	8,362	385				
			ドイチ谷	0.2	89	15,256	1,458				
			高室	0.6	158	24,217	4,298				
			下山	0.2	1,126	199,414	20,911	○			
			材木谷	0.2	103	7,672	1,014				
			計	2.8	2,049	335,577	32,169				
新規	一般道路	長浜市 (旧浅井町)	アセビ八島	1.5	188	16,878	71				
			虫丸	1.7	30	8,168	1,431				
		(旧木之本町)	網谷	3.1	254	16,461	6,426				
			横谷オグツラ	1.1	67	10,863	2,015				
			落谷	2.1	348	20,182	8,091				
			下町	0.8	150	2,888	5,405				
			日の裏	1.5	604	15,825	22,291				
			向山	2.8	392	23,690	12,359				
			込谷	0.8	97	7,569	2,707				
			音羽谷	1.0	155	12,919	5,371				
新規	一般道路	(旧余呂町)	横山岳	2.9	(1,225)	(19,251)	(64,235)				
					597	14,428	30,194				
		(旧余呂町)	横山岳	0.5	(1,225)	(19,251)	(64,235)				
					628	4,823	34,041				
			七々頭ヶ岳	1.6	51	7,554	10,071				
			池原文室	3.4	240	13,063	14,264				
		(旧西浅井町)	池原	1.9	147	5,610	6,554				
			東野中之郷	6.0	248	17,820	11,389				
			深坂	0.6	170	15,004	2,040	○			
			計	33.3	4,366	213,745	174,720				

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

(全 期)

単位 : 延長 km 面積 ha 材積 m<sup>3</sup>

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位 置 (市町)	路 線 名	延 長	利 用 区 域			うち前半 5年分	備 考		
						面 積	材 積					
							針 葉 樹	広 葉 樹				
拡張	自動車道 (舗装)	米 原 市 (旧山東町)	柏原大谷	1.0	209	12,429	2,801					
			上丹生柏原	4.0	(1,911)	(311,448)	(62,523)	9,419	○			
			雌河内	1.1	130	20,631	943					
		(旧伊吹町)	大 清 水	0.9	70	6,059	1,246					
			伊吹大谷	0.2	77	612	4,705	○				
			松尾寺	1.8	90	4,662	3,356					
		(旧米原町)	江 竜	2.0	56	6,494	0					
			樽ヶ畠	1.5	262	25,923	8,618	○				
			上丹生柏原	3.0	(1,911) 1,226	(311,448) 163,667	(62,523)	53,104	○			
			計	15.5	2,805	388,258	84,192					
		高 島 市 (旧マキノ町)	北マキノ	0.9	297	2,793	9,269					
			西 山	4.9	669	35,848	23,905					
			上開田浦	2.4	75	11,714	1,930					
		(旧今津町)	寒風麻生	7.7	(1,088) 908	(184,404) 144,195	(57,940) 50,323		○			
			栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864					
			荒 谷	0.3	532	20,257	21,096					
		(旧朽木村)	入部谷	2.8	79	7,589	1,633	○				
			小入谷	6.1	323	28,990	6,714	○				
			佐慶比	5.4	544	80,635	39,825					
		(旧安曇川町)	中 野	1.4	105	2,609	1,052					
			計	32.9	6,006	389,283	250,611					
合 計				86.1	15,587	1,358,996	556,776					

注：上段（ ）書きは2以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

単位 : km

開 設 ・ 拡 張 別		延 長	路 線 数
全 期	開 設	46.9	55
	改 良	77.4	91
	舗 装	86.1	48

## 5 保安林整備および治山事業に関する計画

### (1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

#### ① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積 ha

保安林の種類	面 積			備考
		うち前半	5年分	
総 数 (実面積)	37, 656		1, 932	
水源涵養のための保安林	18, 903		1, 191	
災害防備のための保安林	11, 724		549	
保健・風致の保存等のための保安林	7, 029		192	

注1) 保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2) 水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3) 災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4) 保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

(全 期)

単位：面積 ha

指定・解除別	種類	森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または解 除を 必要	備考
		市	町				
指 定	水源涵養のための保安林	長 浜 市	一 円	1,658	444	森林の持つ公益的機能を高度に發揮させるため	
		高 島 市		1,570	420		
		米 原 市		676	181		
		多 賀 町		545	146		
		計		4,449	1,191		
	災害防備のための保安林	彦 根 市	一 円	17	15		
		長 浜 市		234	199		
		高 島 市		222	189		
		米 原 市		96	81		
		多 賀 町		77	65		
		計		646	549		

(全期)		森林の所在		面積	うち前半 5年分	指定 または解 除を 必要	備考	単位:面積 ha
指定・解除 別	種類	市	町					
指 定	保健・風致の保存等のための保安林	彦根市	一円	40	5	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため		
		長浜市		534	66			
		高島市		506	66			
		米原市		218	28			
		多賀町		176	23			
		計		1,474	192			

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

(全期)		指定施業要件の整備区分					単位:面積 ha
種類	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積		
水源涵養	1,229	1,229	8,654	8,391	9,443		
災害防備	799	799	7,611	7,611	7,611		
保健・風致の保存等	541	541	5,160	5,160	5,160		

注1) : 択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。

注2) : 間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等

該当なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在		治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域	施 行	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班	地区数	
彦 根 市	計	4	3	
愛 莊 町	計	10	5	
旧 秦 莊 町		10	5	
甲 良 町	計	1	0	
多 賀 町	計	36	25	
長 浜 市	計	72	52	
旧 長 浜 市		6	6	
旧 浅 井 町		11	9	
旧 び わ 町		1	1	
旧 湖 北 町		3	3	
旧 高 月 町		5	3	
旧 木 之 本 町		20	17	
旧 余 吳 町		6	1	
旧 西 浅 井 町		20	12	
米 原 市	計	42	27	
旧 山 東 町		11	9	
旧 伊 吹 町		21	11	
旧 米 原 町		8	6	
旧 近 江 町		2	1	
高 島 市	計	50	35	
旧 マ キ ノ 町		8	8	
旧 今 津 町		15	6	
旧 朽 木 村		14	10	
旧 高 島 町		12	10	
旧 安 曇 川 町		1	1	
湖 北 地 域 森 林 計 画 区 合		計	215	147

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施 行	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班	地 区 数		
彦根市	小野町	46	1	○	渓間工 森林整備等
彦根市	小野町	47	1	○	渓間工 森林整備等
彦根市	稻里町	56	1		山腹工 森林整備等
彦根市	下岡部町	57	1	○	山腹工
旧秦荘町	松尾寺	3	1		森林整備等
旧秦荘町	松尾寺	5	1		渓間工 森林整備等
旧秦荘町	松尾寺	6	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧秦荘町	松尾寺	7	1	○	渓間工 森林整備等
旧秦荘町	松尾寺	8	1		渓間工 森林整備等
旧秦荘町	松尾寺	9	1		渓間工 森林整備等
旧秦荘町	岩倉	10	1	○	渓間工 森林整備等
旧秦荘町	斧磨	11	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧秦荘町	斧磨	12	1	○	渓間工 森林整備等
旧秦荘町	竹原	14	1		渓間工 森林整備等
甲良町	池寺	2	1		森林整備等
多賀町	水谷	6	1	○	森林整備等
多賀町	靈仙	24	1	○	森林整備等
多賀町	靈仙	16,17,18,19	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	河内、靈仙	32,33,35	1	○	渓間工
多賀町	多賀	59	1	○	森林整備等
多賀町	敏満寺	60	1	○	山腹工 森林整備等
多賀町	敏満寺	61,62	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	杉	65,66	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	保月	68,73	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
多賀町	五僧	76	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	樋崎	77	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	富之尾	80	1		渓間工 森林整備等
多賀町	藤瀬	83	1		渓間工 森林整備等
多賀町	藤瀬	84	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	南後谷	89	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	佐目	91	1	○	山腹工 森林整備等
多賀町	佐目	92	1		渓間工 森林整備等
多賀町	佐目	98	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	大君ヶ畑	101,103,104	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
多賀町	大君ヶ畑	105,106,107	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	大君ヶ畑	111	1	○	山腹工
多賀町	大杉	116	1		渓間工 森林整備等
多賀町	大杉	117	1		渓間工
多賀町	大杉	118	1		渓間工 森林整備等
多賀町	大杉	119	1		渓間工
多賀町	樋田	123	1		渓間工 森林整備等
多賀町	樋田	124	1		森林整備等
多賀町	一円	2,3	1	○	山腹工
多賀町	萱原	125	1	○	森林整備等
多賀町	萱原	127	1		森林整備等
多賀町	萱原	133	1	○	山腹工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施 行	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班	地 区 数		
多賀町	萱原	134	1		渓間工 森林整備等
多賀町	萱原	135	1	○	渓間工
多賀町	萱原	137	1	○	渓間工
多賀町	萱原	138	1	○	渓間工 森林整備等
多賀町	仏ヶ後	152	1	○	渓間工
旧長浜市	石田町	5	1	○	渓間工 山腹工
旧長浜市	八条町	7	1	○	渓間工 森林整備等
旧長浜市	名越町	14	1	○	渓間工 森林整備等
旧長浜市	布勢町	16	1	○	渓間工 森林整備等
旧長浜市	小一条町	17	1	○	渓間工 森林整備等
旧長浜市	名越町	13	1	○	渓間工、森林整備等
旧浅井町	野瀬	51	1		渓間工 森林整備等
旧浅井町	鍛冶屋	53,54,55	1	○	山腹工 森林整備等
旧浅井町	醍醐	62	1		渓間工 森林整備等
旧浅井町	高山	22	1	○	渓間工 森林整備等
旧浅井町	谷口	82	1	○	渓間工 森林整備等
旧浅井町	北野	85	1	○	渓間工 森林整備等
旧浅井町	太田	5	1	○	渓間工 森林整備等
旧浅井町	寺師	6,8	1	○	渓間工 森林整備等
旧浅井町	岡谷	1,59	1	○	渓間工 森林整備等
旧浅井町	徳山	60	1	○	渓間工
旧浅井町	池奥町	76	1	○	渓間工 森林整備等
旧びわ町	早崎	1	1	○	山腹工 森林整備等
旧湖北町	上山田	8	1	○	渓間工 森林整備等
旧湖北町	上山田	4	1	○	森林整備等
旧湖北町	郡上他	11	1	○	渓間工 森林整備等
旧高月町	高野	1,2	1	○	渓間工 森林整備等
旧高月町	洞戸	3	1	○	渓間工 森林整備等
旧高月町	馬上	5	1		渓間工 森林整備等
旧高月町	西野	9	1		渓間工 森林整備等
旧高月町	西阿閉	12	1	○	山腹工等
旧木之本町	西山	6	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	山梨子	4	1	○	山腹工等
旧木之本町	黒田	11	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	木之本	11,13	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	黒田	14	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	木之本	12,13	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	川合他	17	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	川合	18	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧木之本町	川合	19	1		渓間工 山腹工 森林整備等
旧木之本町	川合	20	1		渓間工 森林整備等
旧木之本町	川合	92	1	○	山腹工 森林整備等
旧木之本町	大見	24	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	杉野	31	1	○	路網整備等
旧木之本町	杉野	32	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	杉野	35,36	1	○	山腹工等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施 行	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班	地 区 数		
旧木之本町	杉 野	34	1	○	山腹工
旧木之本町	杉 野 石 道	104	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	杉 野 石 道	105	1	○	渓間工 森林整備等
旧木之本町	川 合	89	1		渓間工 森林整備等
旧木之本町	赤 尾	5	1	○	渓間工
旧余呉町	菅 並	72	1		渓間工 森林整備等
旧余呉町	中 河 内	118	1		渓間工 森林整備等
旧余呉町	東 野	171	1		渓間工 森林整備等
旧余呉町	中 之 郷	174	1		渓間工 森林整備等
旧余呉町	摺 墨	5	1	○	渓間工 森林整備等
旧余呉町	下 余 呉	176	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	庄	10	1	○	渓間工 森林整備等
旧西浅井町	庄	11	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	中	12,31	1	○	渓間工 森林整備等
旧西浅井町	中	13	1	○	路網整備等
旧西浅井町	山 門	17,22,23,25	1	○	森林整備 路網整備等
旧西浅井町	山 門	13	1	○	渓間工 森林整備等
旧西浅井町	小 山	33	1	○	渓間工 森林整備等
旧西浅井町	大 浦	40	1	○	山腹工 森林整備等
旧西浅井町	岩 熊	49	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	横 波	53	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	余	54	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	沓 掛	57	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	沓 掛	59	1	○	渓間工 森林整備等
旧西浅井町	沓 掛	61,62	1	○	渓間工 山腹工
旧西浅井町	集 福 寺	63	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	66	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	67	1	○	渓間工 森林整備等
旧西浅井町	集 福 寺	68	1		渓間工 森林整備等
旧西浅井町	塩 津 浜	75	1	○	山腹工等
旧西浅井町	八 田 部	34	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	堂 谷 他	22	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	大 鹿	24	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	41	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	50	1		渓間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	53	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	梓 河 内	45	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧山東町	清 滝	55	1		渓間工 森林整備等
旧山東町	西 山	19	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	朝 日	5	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	池 下	2	1	○	渓間工 森林整備等
旧山東町	柏 原	56	1	○	山腹工等
旧伊吹町	吉 櫻	5	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	吉 櫻	6	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 賀	7	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	甲 津 原	14	1	○	渓間工 森林整備等

## 治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施 行	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班	地 区 数		
旧伊吹町	甲津原	21	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	甲津原	17	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	曲谷	29	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	吉槻	35	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	吉槻	41	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	44	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	43	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	46	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	48	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	50,51,52	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	53	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	54	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	上板並	63	1	○	渓間工
旧伊吹町	藤川	115	1		渓間工 森林整備等
旧伊吹町	小泉	89,90	1	○	渓間工 森林整備等
旧伊吹町	下板並	64	1	○	路面整備等
旧伊吹町	下板並	64,67	1	○	渓間工 森林整備等
旧米原町	上丹生	9,17	1	○	渓間工 森林整備等
旧米原町	上丹生	27	1	○	渓間工 森林整備等
旧米原町	博ヶ畠	18,20,21,22	1	○	渓間工 森林整備等
旧米原町	西坂	34	1		渓間工 森林整備等
旧米原町	三吉	33,39	1	○	渓間工 森林整備等
旧米原町	河南	31,32	1	○	渓間工 森林整備等
旧米原町	西番場	47	1		渓間工 森林整備等
旧米原町	磯	52	1	○	山腹工 森林整備等
旧近江町	顔戸他	1	1	○	渓間工 森林整備等
旧近江町	多和田	7	1		渓間工 森林整備等
旧マキノ町	野口	67,69	1	○	渓間工 森林整備等
旧マキノ町	石庭	12	1	○	渓間工 森林整備等
旧マキノ町	白谷	30,36	1	○	渓間工 森林整備等
旧マキノ町	海津	86,87	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧マキノ町	牧野	25	1	○	渓間工 森林整備等
旧マキノ町	浦	44,45	1	○	渓間工 森林整備等
旧マキノ町	山中	47	1	○	渓間工 森林整備等
旧マキノ町	下	40	1	○	渓間工 森林整備等
旧今津町	梅原	8	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	梅原	7,14,18	1	○	渓間工
旧今津町	梅原	132	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	角川	36,39	1		渓間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	角川	44,46,47	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	保坂	30,49,51	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	保坂	53	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	梅原	9	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	梅原	13	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	梅原	15	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	椋川	74	1		渓間工 森林整備等

治山事業の数量（一部旧市町村名で表示）

森 林 の 所 在			治山事業		主 な 工 種
市 町 村	区 域		施 行 地区数	うち前半 5年分	
	代 表 的 地 名	林 班			
旧今津町	椋 川	60,73,75	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	酒 波 他	148	1		渓間工 森林整備等
旧今津町	日 置 前	131,133,154	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧今津町	天 増 川	102,103	1	○	渓間工 森林整備等
旧朽木村	栂 生	22,27	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	村 井	16,17,18	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	中 牧	56	1		渓間工 森林整備等
旧朽木村	古 屋	77	1		渓間工 森林整備等
旧朽木村	古 屋	78	1		渓間工 森林整備等
旧朽木村	木 地 山	115,116,117	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	荒 川	1,141,142,143,146	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	宮 前 坊	3,4,5,7	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	雲 洞 谷	99,100	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	麻 生	134,135	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	岩 瀬	33,34,35	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	桑 原	75	1	○	渓間工 森林整備等
旧朽木村	古 川	32	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧朽木村	能 家	89	1	○	渓間工
旧安曇川町	下 古 賀	24	1		渓間工 森林整備等
旧高島町	鹿 ケ 瀬	29,30,31,32	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	鹿 ケ 瀬	32	1	○	渓間工 森林整備等
旧高島町	鹿 ケ 瀬	37,39,41	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	43	1		渓間工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	44	1	○	渓間工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	45	1	○	渓間工 森林整備等
旧高島町	黒 谷	47	1	○	山腹工 森林整備等
旧高島町	高 島	24,25,26,27	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等
旧高島町	高 島	15,16,17,18	1	○	渓間工 森林整備等
旧高島町	勝 野	13	1	○	渓間工 森林整備等
旧高島町	高 島	55,56	1	○	渓間工 森林整備等
旧高島町	鵜 川	1,2,3,5	1	○	渓間工 山腹工 森林整備等

要整備森林の所在および面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

单位：面積 ha

## 第7 その他必要な事項

### 1 保安林その他制限林の施業方法

区 分		施 業 方 法			そ の 他	単位：面積 h a		
		伐 採 方 法		禁 伐				
		伐採種を定めない	択 伐					
市 町 別 内 訳	彦根市	724	254	—	各法令の定めるところによる。			
	愛荘町	265	545	—				
	豊郷町	—	—	—				
	甲良町	25	41	—				
	多賀町	4,558	383	15				
	長浜市	14,268	1,264	138				
	米原市	5,291	712	92				
	高島市	10,424	1,429	248				
	総 数	35,555	4,628	494				

注1： 総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。

注2： 制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

### 2 その他必要な事項

該当なし

別表 1 標準的な植栽本数

樹種	仕立て方法	植栽本数
スギ	密仕立て	4,000本／ha
	中仕立て	3,000本／ha
	疎仕立て	2,000本／ha
ヒノキ	密仕立て	4,000本／ha
	中仕立て	3,000本／ha
	疎仕立て	2,000本／ha

別表 2 間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	20	25	35	45	65		間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	25	30	40	45	55	65	

別表 3 間伐の低コスト施業の一例

樹種	施業体系	間伐時期(年)						間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	25	40	55	70			間伐率(本数率)は30%以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35%以下)
ヒノキ	植栽本数2,000本/ha 程度の場合	35	45	60	70			

別表 4 伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

(1) 複層林施業を推進すべき森林

<p>① 人家、農地、森林の土地 又は道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 (山地災害防止機能／土壌保全機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林            (ア) 地形            a 傾斜が急な箇所であること。            b 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。            c 山腹の凹曲部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。            (イ) 地質            a 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。            b 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。            c 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。            d 流れ盤となっている箇所であること。            (ウ) 土壤等            a 火山灰地帯等で表土が粗じようで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所であること。            b 土層内に異常な帶水層がある箇所であること。            c 石礫地から成っている箇所であること。            d 表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所であること。</p>
<p>② 生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 (快適環境形成機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林            (ア) 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。            (イ) 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。            (ウ) 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。</p>
<p>③ 自然環境の保全および形成並びに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林 (保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能)</p>	<p>次のいずれかに該当する森林            (ア) 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。            (イ) 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な展望点から望見されるもの。            (ウ) ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。            (エ) 希少な生物の保護のために必要な森林（択伐を行う場合に限る）。</p>

(2) 伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

<p>水質の保全又は水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 (水源涵養機能)</p>	<p>次の条件のいずれかに該当する森林</p> <p>(ア) 地形について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 標高の高い地域</li><li>b 傾斜が急峻な地域</li><li>c 谷密度の大きい地域</li><li>d 起伏量の大きい地域</li><li>e 溪床又は河川勾配の急な地域</li><li>f 掌状型集水区域</li></ul> <p>(イ) 気象について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a 年平均又は季節的降水量の多い地域</li><li>b 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域</li></ul> <p>(ウ) その他</p> <p>大面積の伐採が行われがちな地域</p>
--	---

## (附) 參 考 資 料



## 1 森林計画区の概況

### (1) 市町別土地面積および森林面積

単位：面積 ha 率 %

区分		区域面積 ①	森林面積			森林率 ②／①×100
総数			総数 ②	国有林	民有林	
市町別内訳	彦根市	19,687	2,535	—	2,535	13
	長浜市	68,102	37,294	3,301	33,993	55
	高島市	69,305	36,963	4,761	32,202	53
	米原市	25,039	15,804	1,950	13,853	63
	愛荘町	3,797	925	—	925	24
	豊郷町	780	—	—	—	—
	甲良町	1,363	174	18	156	13
	多賀町	13,577	11,610	436	11,175	86

注：区域面積は平成28年全国都道府県市町村別面積調（国土地理院）による。

国有林面積は国有林野の地域別の森林計画書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

## (2) 地況

### ア 気候

観測地	気温 (°C)			年間 降水量 (mm)	最高 積雪量 (cm)	主風 の 方 向	備考
	最高	最低	年平均				
今津	34.8	-5.3	14.2	2,110	41	西	
長浜	35.8	-5.5	14.4	1,775	—	北西	
米原	34.5	-8.1	13.7	1,859	39	西北西	
彦根	36.1	-3.3	15.2	1,650	31	北北西	

注：滋賀県気象年報（彦根地方気象台）より、平成25年から平成29年の平均をとった。

### イ 地勢

本計画区は、滋賀県の北部に位置し、東部は靈仙山(1,094m)を中心とした鈴鹿山脈北部から伊吹山(1,377m)を主峰とする伊吹山地を境に三重県北西部、岐阜県西部に隣接し、北西部は福井県と境をなす乗鞍岳(865m)、三国山(876m)、三重嶽(974m)等の連なる野坂山地が南西に走り三国岳(959m)、経ヶ岳(889m)と続き、京都府と接している。これらの山岳地帯はおおむね30°内外の急斜地となっている。

流域は鈴鹿山脈を源とする宇曽川、犬上川流域、伊吹山地を源とする姉川、高時川流域、野坂山地を源とする大川、大浦川、知内川、百瀬川、天増川、石田川流域および安曇川流域から成っている。このうち、百瀬川は天井川となっており、天増川は福井県の北川と合流し、日本海へ注いでいる。

### ウ 地質、土壤等

山岳地帯を中心に各河川の流域に古生層が広く分布しているが、姉川、大川、大浦川、知内川各上流域および鴨川流域については花崗岩地帯となっている。また、山脚部から平野部にかけては洪積層や沖積層がみられる。

古生層地帯の土壤は粘板岩、頁岩、砂岩等を母岩として生成されたもので、全般的に理化学性は良く、BD型土壤（適潤性褐色森林土）が多いため腐植層も厚く、地味は肥沃である。

花崗岩地帯、洪積層地帯の土壤は、大部分BB型土壤（乾性褐色森林土）、BC型土壤（弱乾性褐色森林土）であり、土壤深度は浅く、肥沃度に乏しい土壤となっている。

(3) 土地利用の現況

単位：面積 1,000ha

区分		総数	森林	農地			その他	
				総数	うち田	うち畠	総数	うち宅地
総数		157	95	24	22	3	38	8
市町別内訳	彦根市	10	3	3	3	0	4	2
	長浜市	54	34	9	8	1	11	3
	高島市	51	32	6	5	1	13	1
	米原市	22	14	3	3	0	5	1
	愛荘町	4	1	2	2	0	1	1
	豊郷町	1	0	0	0	0	0	0
	甲良町	1	0	1	1	0	1	0
	多賀町	14	11	1	0	0	2	0

注：平成28年度滋賀県統計書による。

総数と内訳の計は、四捨五入のため、一致しない場合がある。

土地利用面積には琵琶湖部分は含まない。

## (4) 産業別生産額

単位：億円

区分	総生産額	第1次産業				第2次産業	第3次産業
		総額	農業	林業	水産業		
県合計	57,827	379	360	10	10	23,385	34,063

注：滋賀県民経済計算年報（平成26年度）による。

## (5) 産業別就業者数

単位：人

区分	総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	
		計	農業	林業	水産業			
総数	482,273	12,033	11,443	295	295	159,415	310,825	
市町別内訳	大津市	145,572	1,724	1,541	88	95	34,536	109,312
	近江八幡市	37,885	1,462	1,332	8	122	13,446	22,977
	草津市	61,172	892	866	4	22	19,498	40,782
	守山市	37,593	917	884	6	27	12,407	24,269
	栗東市	31,683	575	563	10	2	10,580	20,528
	甲賀市	44,756	1,782	1,694	85	3	18,074	24,900
	野洲市	23,729	861	848	4	9	8,554	14,314
	湖南市	26,345	394	380	14	-	11,663	14,288
	東近江市	55,779	2,412	2,346	53	13	22,910	30,457
	日野町	10,838	555	532	23	-	4,606	5,677
	竜王町	6,921	459	457	0	2	3,141	3,321

注：平成27年国勢調査による。



## 2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

区分		総数			1齢級			2齢級			3齢級			
		面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	面積	材積	成長量	
総数		94,837.65	19,997,557	163,278	18.78	0	0	99.10	591	54	228.34	7,342	1,067	
総数	計	91,634.52	19,997,557	163,278	18.78	0	0	99.10	591	54	228.34	7,342	1,067	
	針	50,914.51	14,675,812	133,492	12.54	0	0	85.68	551	54	179.94	6,677	1,013	
	広	40,720.01	5,321,745	29,786	6.24	0	0	13.42	40	0	48.40	665	54	
立木地	人工林	計	42,473.30	12,710,932	130,527	18.78	0	0	96.94	580	54	225.46	7,275	1,060
		針	42,094.01	12,694,365	129,988	12.54	0	0	85.66	551	54	178.37	6,635	1,006
		広	379.29	16,567	539	6.24	0	0	11.28	29	0	47.09	640	54
	育成單層林	計	41,467.37	12,564,693	125,921	14.62	0	0	77.79	428	31	128.41	4,319	664
		針	41,305.34	12,556,359	125,660	12.54	0	0	70.17	404	31	121.76	4,222	658
		広	162.03	8,334	261	2.08	0	0	7.62	24	0	6.65	97	6
	育成複層林	計	1,005.93	146,239	4,606	4.16	0	0	19.15	152	23	97.05	2,956	396
		針	788.67	138,006	4,328	0.00	0	0	15.49	147	23	56.61	2,413	348
		広	217.26	8,233	278	4.16	0	0	3.66	5	0	40.44	543	48
	天然林	計	367.31	56,076	214	0.00	0	0	0.02	0	0	0.14	3	0
		針	135.77	28,740	52	0.00	0	0	0.02	0	0	0.00	0	0
		広	231.54	27,336	162	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	3	0
	育成單層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	育成複層林	計	367.31	56,076	214	0.00	0	0	0.02	0	0	0.14	3	0
		針	135.77	28,740	52	0.00	0	0	0.02	0	0	0.00	0	0
		広	231.54	27,336	162	0.00	0	0	0.00	0	0	0.14	3	0
	天然生林	計	48,793.91	7,230,549	32,537	0.00	0	0	2.14	11	0	2.74	64	7
		針	8,684.73	1,952,707	3,452	0.00	0	0	0.00	0	0	1.57	42	7
		広	40,109.18	5,277,842	29,085	0.00	0	0	2.14	11	0	1.17	22	0
竹林		539.44	107,888	0										
伐採跡地		0.30	0	0										
未立木地		2,227.72	0	0										
更新困難地		435.67	0	0										

注:平成30年度調査による

湖北計画区

(単位)面積:ha、材積:立木はm<sup>3</sup>、立竹は束、成長量:m<sup>3</sup>

区分		8齡級			9齡級			10齡級			11齡級			
		面積	材積	成長量										
総数		5,292.57	1,374,730	24,052	6,487.03	1,825,484	22,149	7,421.88	2,071,532	21,499	9,032.46	2,186,975	18,954	
総数	計	5,292.57	1,374,730	24,052	6,487.03	1,825,484	22,149	7,421.88	2,071,532	21,499	9,032.46	2,186,975	18,954	
	針	5,039.74	1,353,084	23,584	6,218.78	1,800,173	21,671	6,298.80	1,951,043	19,624	5,989.98	1,844,336	14,213	
	広	252.83	21,646	468	268.25	25,311	478	1,123.08	120,489	1,875	3,042.48	342,639	4,741	
人工林	総数	計	5,031.19	1,350,421	23,546	6,196.18	1,795,941	21,623	6,120.27	1,916,926	19,365	5,459.88	1,740,246	13,718
		針	5,028.38	1,350,228	23,540	6,196.18	1,795,941	21,623	6,117.80	1,916,711	19,363	5,456.19	1,739,876	13,714
		広	2.81	193	6	0.00	0	0	2.47	215	2	3.69	370	4
	育成単層林	計	5,005.87	1,344,183	23,429	6,171.99	1,789,410	21,544	6,064.49	1,901,186	19,211	5,400.19	1,720,365	13,575
		針	5,003.13	1,343,995	23,423	6,171.99	1,789,410	21,544	6,063.43	1,901,094	19,210	5,398.88	1,720,217	13,573
		広	2.74	188	6	0.00	0	0	1.06	92	1	1.31	148	2
	育成複層林	計	25.32	6,238	117	24.19	6,531	79	55.78	15,740	154	59.69	19,881	143
		針	25.25	6,233	117	24.19	6,531	79	54.37	15,617	153	57.31	19,659	141
		広	0.07	5	0	0.00	0	0	1.41	123	1	2.38	222	2
立木地	総数	計	3.34	380	5	6.14	724	12	8.68	991	9	23.26	2,745	26
		針	1.68	242	2	1.64	278	4	1.83	339	2	4.77	1,029	5
		広	1.66	138	3	4.50	446	8	6.85	652	7	18.49	1,716	21
	育成単層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	育成複層林	計	3.34	380	5	6.14	724	12	8.68	991	9	23.26	2,745	26
		針	1.68	242	2	1.64	278	4	1.83	339	2	4.77	1,029	5
		広	1.66	138	3	4.50	446	8	6.85	652	7	18.49	1,716	21
	天然生林	計	258.04	23,929	501	284.71	28,819	514	1,292.93	153,615	2,125	3,549.32	443,984	5,210
		針	9.68	2,614	42	20.96	3,954	44	179.17	33,993	259	529.02	103,431	494
		広	248.36	21,315	459	263.75	24,865	470	1,113.76	119,622	1,866	3,020.30	340,553	4,716
竹林														
伐採跡地														
未立木地														
更新困難地														

注:平成30年度調査による

湖北計画区

(単位)面積:ha、材積:立木はm<sup>3</sup>、立竹は束、成長量:m<sup>3</sup>

区分		16齡級			17齡級			18齡級			19齡級			
		面積	材積	成長量										
総数		4,820.95	881,108	1,151	3,658.61	698,717	488	2,856.68	589,707	227	2,434.56	564,627	92	
総数	計	4,820.95	881,108	1,151	3,658.61	698,717	488	2,856.68	589,707	227	2,434.56	564,627	92	
	針	1,152.25	350,828	1,151	1,015.92	314,080	488	1,019.60	319,105	227	1,201.14	377,968	92	
	広	3,668.70	530,280	0	2,642.69	384,637	0	1,837.08	270,602	0	1,233.42	186,659	0	
立木地	人工林	計	672.40	240,943	874	543.15	201,796	279	568.32	209,787	225	603.88	228,524	76
		針	668.63	240,382	874	536.32	200,928	279	567.60	209,672	225	603.39	228,445	76
		広	3.77	561	0	6.83	868	0	0.72	115	0	0.49	79	0
	育成單層林	計	664.09	239,037	868	539.50	200,461	277	565.00	209,011	225	599.75	226,961	75
		針	663.51	238,966	868	532.67	199,593	277	565.00	209,011	225	599.70	226,954	75
		広	0.58	71	0	6.83	868	0	0.00	0	0	0.05	7	0
	育成複層林	計	8.31	1,906	6	3.65	1,335	2	3.32	776	0	4.13	1,563	1
		針	5.12	1,416	6	3.65	1,335	2	2.60	661	0	3.69	1,491	1
		広	3.19	490	0	0.00	0	0	0.72	115	0	0.44	72	0
	天然林	計	18.68	3,077	2	13.34	2,023	0	14.19	2,358	0	10.60	1,786	0
		針	3.95	908	2	2.37	563	0	5.13	1,170	0	3.18	625	0
		広	14.73	2,169	0	10.97	1,460	0	9.06	1,188	0	7.42	1,161	0
	育成單層林	計	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		針	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
		広	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0
	育成複層林	計	18.68	3,077	2	13.34	2,023	0	14.19	2,358	0	10.60	1,786	0
		針	3.95	908	2	2.37	563	0	5.13	1,170	0	3.18	625	0
		広	14.73	2,169	0	10.97	1,460	0	9.06	1,188	0	7.42	1,161	0
	天然生林	計	4,129.87	637,088	275	3,102.12	494,898	209	2,274.17	377,562	2	1,820.08	334,317	16
		針	479.67	109,538	275	477.23	112,589	209	446.87	108,263	2	594.57	148,898	16
		広	3,650.20	527,550	0	2,624.89	382,309	0	1,827.30	269,299	0	1,225.51	185,419	0
竹林														
伐採跡地														
未立木地														
更新困難地														

注:平成30年度調査による

湖北計画区

(単位)面積:ha、材積:立木はm<sup>3</sup>、立竹は束、成長量:m<sup>3</sup>

(2) 制限林普通林別森林資源表

湖北計画区

(2) 制限林普通林別森林資源表  
(単位)面積:ha、材積:立木/束1,000m<sup>3</sup>、立竹/束1,000m<sup>3</sup>

区分		立木地										竹林地														
		人工林			育成单層林			育成複層林			天然林			無立地			新難地									
面積	総数	総数		針葉樹		広葉樹		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹						
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹					
面積	94,838	91,635	50,915	40,720	42,473	42,094	379	41,467	41,305	162	1,006	789	217	49,161	8,821	40,341	367	136	232	48,794	8,685	40,109	539	2,228	436	
材積	19,998	19,998	14,676	5,322	12,711	12,694	17	12,565	12,556	8	146	138	8	7,287	1,981	5,305	56	29	27	7,231	1,953	5,278	108	0	0	
成長量	163	163	133	30	131	130	1	126	126	0	5	4	0	33	4	29	0	0	0	33	3	29	0	0	0	
面積	49,135	47,518	25,777	21,741	21,901	21,834	67	21,616	21,590	26	285	244	42	25,617	3,944	21,673	69	16	53	25,548	3,928	21,620	394	1,094	129	
材積	10,430	10,430	7,556	2,874	6,660	6,657	3	6,610	6,609	1	50	48	2	3,771	899	2,871	10	4	7	3,760	896	2,865	79	0	0	
成長量	83	83	68	15	67	67	0	65	65	0	2	2	0	16	2	15	0	0	0	16	2	15	0	0	0	
面積	45,702	44,116	25,137	18,979	20,572	20,260	312	19,851	19,715	136	721	545	176	23,544	4,877	18,667	298	120	178	23,246	4,757	18,489	145	1,134	307	
普通林	材積	9,567	9,567	7,120	2,447	6,051	6,038	13	5,955	5,948	7	97	90	6	3,516	1,082	2,434	46	25	21	3,470	1,057	2,413	29	0	0
成長量	80	80	65	15	64	63	0	61	61	0	3	3	0	16	2	14	0	0	0	16	2	14	0	0	0	

注:四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

(3) 市町別森林資源表

任意の検索条件 単位:面積 ha、材積 立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束

区 分	総 数	立 木 林										天 地														
		人					工					林					地									
		総 数	金葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	総 数	金葉樹	広葉樹	総 数	金葉樹	広葉樹	総 数	金葉樹	広葉樹	総 数	金葉樹	広葉樹	総 数	金葉樹	広葉樹					
総 数	94,838	91,635	50,915	40,720	42,473	42,094	379	41,467	41,305	162	1,006	789	217	49,161	8,821	40,341	367	136	232	48,794	8,685	40,109	539	2,228	436	
彦根市	面 積	19,998	14,676	5,322	12,711	12,694	17	12,565	12,556	8	146	138	8	7,287	1,981	5,305	56	29	27	7,231	1,953	5,278	108	0	0	
長浜市	面 積	2,535	2,383	1,713	670	811	804	7	776	775	2	35	30	5	1,572	908	663	10	8	2	1,561	900	661	93	53	7
高島市	面 積	33,993	33,131	14,683	18,449	12,514	12,313	201	12,070	11,978	93	444	335	109	20,617	2,370	18,247	41	41	101	20,475	2,329	18,146	129	666	66
米原市	面 積	6,689	6,689	4,223	2,466	3,703	3,694	9	3,638	3,633	5	65	61	4	2,986	529	2,457	21	8	13	2,965	521	2,444	26	0	0
愛荘町	面 積	925	888	759	139	467	462	5	412	412	0	54	50	5	431	297	134	48	25	23	383	272	111	19	4	4
豊郷町	面 積	160	148	12	81	0	76	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
甲良町	面 積	156	139	9	13	13	0	10	0	3	3	0	126	118	9	1	1	0	125	117	9	3	11	2		
多賀町	面 積	2,432	2,016	416	1,866	1,865	1	1,857	1,857	0	9	8	1	566	151	415	6	5	0	560	145	415	5	0	0	

注: 平成30年度調査による。  
・四捨五入のため、内数の和と総数が一致しないことがある。

(4) 所有形態別森林資源表

湖北計画区

区	分 総 面 積	立 木										地					
		人 工 林					天 然 林					林 竹			無 林 地	更 新 地	
		総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	広 葉 樹	総 数	針 葉 樹	竹 林	
総数	94,838	91,635	50,915	40,720	42,473	42,094	379	49,161	8,821	40,341	367	136	232	48,794	8,685	40,109	
材 面 積	19,998	19,998	14,676	5,322	12,711	12,694	17	7,287	1,981	5,305	56	29	27	7,231	1,953	5,278	
都道府県有林	面 積	3,372	3,283	2,711	572	2,603	2,592	11	680	119	561	10	5	5	670	114	556
市町村有林	面 積	1,450	1,390	573	817	435	398	36	956	175	781	28	2	1	104	28	75
財産区有林	面 積	5,697	5,294	3,242	2,052	2,674	2,643	31	2,620	599	2,021	52	23	30	2,568	577	1,991
私有林	面 積	84,319	81,667	44,388	37,279	36,762	36,461	301	44,905	7,927	36,978	276	106	170	44,628	7,821	36,808

注：四捨五入のため、内数の計と総数が一致しないことがある。

単位：面積 ha、材積：立木は1,000m<sup>3</sup> 立竹は1,000束



(5) 制限林の種類別面積

湖北計画区

区分	計画区計	彦根市	愛荘町	豊郷町	甲良町	多賀町	長浜市	
普通林	49,135.19 10,509.136	1,557.71 325,033	114.75 20,337	0.00 0	89.79 16,485	5,768.36 1,262,408	18,317.07 3,698,357	
水源かん養保安林	15,730.58 3,403,899	0.00 0	74.66 12,914	0.00 0	0.00 0	1,847.98 450,550	8,061.33 1,495,238	
土砂流出防備保安林	10,473.61 1,987,248	311.12 45,354	631.28 109,081	0.00 0	0.00 0	1,002.10 200,808	3,784.51 753,779	
土砂崩壊防備保安林	36.92 7,106	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	2.32 519	27.40 4,921	
県指定保安林	飛砂防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防風保安林	1.74 200	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	水害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	潮害防備保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	干害防備保安林	16.16 2,251	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	16.16 2,251	
	防雪保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	防霧保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	なだれ防止保安林	183.23 32,789	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	177.53 31,885	
	落石防止保安林	14.16 1,672	0.00 0	0.00 0	0.00 0	14.16 1,672	0.00 0	
	防火保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	魚つき保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	航行目標保安林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	
	保健保安林	707.94 132,184	0.00 0	74.35 15,995	0.00 0	0.00 0	161.87 34,240	360.38 59,661
	風致保安林	81.03 18,901	0.00 0	3.16 786	0.00 0	38.59 8,965	0.00 0	11.93 2,709
	小計	1,004.26 187,997	0.00 0	77.51 16,781	0.00 0	38.59 8,965	176.03 35,912	566.00 96,506
	保安施設地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	砂防指定地	1,649.88 361,374	50.48 11,014	2.98 693	0.00 0	0.30 48	601.54 131,494	385.92 68,369
国立公園	特別保護地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第2種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第3種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	普通地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
国定公園	特別保護地区	52.37 4,112	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	44.92 4,112
	第1種特別地域	105.97 16,546	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	39.11 4,118
	第2種特別地域	1,357.80 294,111	154.11 26,806	0.00 0	0.00 0	0.00 0	231.22 40,634	636.91 161,715
	第3種特別地域	4,452.05 909,575	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	794.65 163,291	1,541.22 340,012
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	普通地域	1,105.98 241,425	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	447.46 91,489	5.02 1,492
県立自然公園	第1種特別地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	第2種特別地域	336.05 56,442	0.00 0	0.75 164	0.00 0	2.38 389	9.05 997	0.00 0
	第3種特別地域	3,700.47 828,649	61.66 11,736	22.76 4,396	0.00 0	25.19 5,285	246.34 48,123	0.00 0
	地種区分未定地域	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	普通地域	4,055.73 1,005,490	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	8.62 1,619	0.00 0
公園合計	公園合計	15,166.42 3,356,350	215.77 38,542	23.51 4,560	0.00 0	27.57 5,674	1,737.34 346,153	2,267.18 511,359
	鳥獣保護区 特別保護地区	13.78 2,502	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.62 14
	都市計画区 域風致地区	1,312.22 228,738	389.82 73,865	0.00 0	0.00 0	0.00 0	3.02 577	475.34 66,100
	特別母樹林	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	史跡名勝天然記念物	141.22 23,482	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.98 156	53.56 9,269
	急傾斜地崩壊 危険区域	170.91 37,162	10.30 1,888	0.01 2	0.00 0	0.00 0	34.86 9,097	53.66 11,198
	都道府県自然環境保全 地域特別地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	都道府県自然環境保全 地域普通地区	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	その他	2.66 386	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0	0.00 0
	合計	94,837.65 20,105,380	2,535.20 495,699	924.70 164,368	0.00 0	156.25 31,172	11,174.53 2,437,674	33,992.59 6,715,110

注：平成30年度調査による。

単位：上段 面積(ha)、下段 材積(m<sup>3</sup>)

米原市	高島市			
7,134.18	16,153.33			
1,476.249	3,710.267			
1,976.29	3,770.32			
430.940	1,014.257			
2,595.53	2,149.07			
450.561	427.665			
6.44	0.76			
1,372	294			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	1.74			
0	200			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	5.70			
0	904			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
69.12	42.22			
16,128	6,160			
20.76	6.59			
4,737	1,704			
89.88	56.25			
20,865	8,968			
0.00	0.00			
0	0			
367.41	241.25			
92,360	57,396			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
7.45	0.00			
0	0			
0.00	66.86			
0	12,428			
159.09	176.47			
29,627	35,329			
320.83	1,795.35			
61,465	344,807			
0.00	0.00			
0	0			
653.50	0.00			
148,534	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	323.87			
0	54,892			
0.00	3,344.52			
0	759,109			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	4,047.11			
0	1,003,871			
1,140.87	9,754.18			
239,626	2,210,436			
13.16	0.00			
2,488	0			
444.04	0.00			
88,193	0			
0.00	0.00			
0	0			
32.21	54.47			
5,121	8,936			
53.03	19.05			
10,645	4,332			
0.00	0.00			
0	0			
0.00	0.00			
0	0			
0.14	2.52			
16	370			
13,853.18	32,201.20			
2,818,436	7,442,921			

(6) 樹種別材積表

単位：材積 1,000m<sup>3</sup>

林種 \ 樹種	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	その他 広葉樹	合計
総数	10,332	2,280	2,058	2	5,322	19,993
人工林	10,299	2,273	120	2	17	12,711
天然林	32	7	1,938	0	5,305	7,282

注：四捨五入のため、林種の計と樹種の計とは一致しない場合がある。

## (7) 特定保安林の指定状況

単位：面積 ha

市町村	特定保安林				要整備森林		備考	
	番号	面積			箇所数	面積		
		総数	人工林	天然林				
指定無し								

注1： 特定保安林の番号は、IIの11で定めた番号を記載する。

注2： 要整備森林の箇所数は、当該特定保安林の区域内の要整備森林の小班数を記載する。

注3： 不在村者（他市町村に居住している者および所有森林を管理する出張所等が当該市町村に所在しない会社）の所有に係る要整備森林がある場合は、その面積を市町村ごとに備考へ記載する。

注4： 国有林森林計画にあっては記載を要しない。

(8) 荒廃地等の面積

単位：面積 ha

区分		荒廃地	荒廃危険地
総 数		3 7	1, 777
市 町 別 内 訛	彦根市	—	74
	長浜市	2	501
	高島市	23	571
	米原市	10	198
	愛荘町	1	19
	豊郷町	—	—
	甲良町	—	8
	多賀町	1	405

注1：荒廃地は、平成25年度～平成29年度までの災害報告の合計

注2：荒廃危険地は、山地災害危険地区の合計面積

(9) 森林の被害

種 年	類 度	火 災			松 く い 虫			カシノナガキクイムシ			カモシカ			シ カ			ク ア			火災(±a)			単位：面積 ha
		H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	H27	H28	H29	
彦根市	3	-	13	188	77	78	0	0	-	-	-	-	-	11	10	7	-	-	-	-	-	-	-
長浜市	-	-	70	91	61	46	-	-	-	-	-	-	-	12	10	46	2	-	-	-	-	-	-
高島市	-	-	55	52	41	0	0	0	-	-	-	-	-	47	43	44	6	6	-	-	-	-	-
米原市	-	-	40	33	32	-	-	-	-	-	-	-	-	18	1	0	4	0	-	-	-	-	-
別荘町	-	-	22	14	6	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	0	-	-	-	-	-	-	-
内訳	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊郷町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
甲良町	-	-	1	14	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
多賀町	-	-	-	197	106	54	0	-	0	-	-	-	-	96	91	62	-	-	-	-	-	-	-
総 数	3	-	83	594	358	259	0	0	-	-	-	-	-	183	156	160	11	6	-	-	-	-	-

注1：平成29年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

(10) 防火線等の整備状況  
該当なし

### 3 林業の動向

#### (1) 保有山林規模別林家数

単位：戸

区分		総数	1～3ha 未満	3～5ha 未満	5～10ha 未満	10～ 20ha 未満	20～ 30ha 未満	30～ 50ha 未満	50ha 以上
総	数	4,445	2,773	718	522	282	72	37	41
市町別内訳	彦根市	297	146	61	52	28	5	3	2
	長浜市	1,547	1,056	259	147	55	14	13	3
	高島市	1,070	572	188	138	99	32	17	24
	米原市	1,053	770	116	96	48	11	2	10
	愛荘町	23	19	3	1	-	-	-	0
	豊郷町	3	3	-	-	-	-	-	0
	甲良町	15	11	3	-	1	-	-	0
多賀町	437	196	88	88	51	10	2	2	

注：2015年農林業センサスによる。

(2) 森林經營計画の認定状況

単位：件数 件、面積 ha

区分	総 数		公 有 林		私 有 林		備 考
	件 数	面 積	件 数	面 積	件 数	面 積	
総 数	97	8,503	7	623	89	7,823	
市町別内訳	彦根市	1	45	—	—	—	
	長浜市	25	1,332	1	212	24	
	高島市	44	5,176	4	256	40	
	米原市	12	971	1	20	11	
	愛荘町	4	242	—	—	4	
	豊郷町	—	—	—	—	—	
	甲良町	—	—	—	—	—	
	多賀町	11	736	1	135	10	

注1：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しない場合がある。

注2：平成30年3月末現在の認定状況である。

注3：公有林と私有林を含む場合は、それぞれ1件としている。

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	該当無し				

(4) 森林組合および生産森林組合の現況

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町別	組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員および森林組合所有森林面積	備考
森林組合	長浜市	滋賀北部	5,910	14	57,221	16,311
	長浜市 (旧虎姫町)					
	長浜市 (旧湖北町)					
	米原市					
	高島市	高島市	2,363	12	52,751	25,717
	彦根市	びわこ東部	2,118	7	55,758	12,810
	愛荘町					
	甲良町					
	多賀町					
	長浜市 (旧湖北町)	長浜市伊香	3,280	8	55,480	23,603
総 数		13,671	41	221,210	78,441	

注1：平成28年度森林組合一斉調査による。

注2：びわこ東部森林組合は、東近江市(湖南森林計画区)の一部と彦根市、愛荘町、甲良町および多賀町(湖北森林計画区)を区域としており、総数を掲載している。

単位：員数 人、金額 千円、面積 ha

市町別	組合名	組合員数	常勤職員数	出資金総額	組合経営 森林面積	備考
生産 森林 組合	長浜市	野瀬	-	-	-	
		郷野	-	-	-	
		西村	-	-	-	
		草野	-	-	-	
		雨森觀音山	107	-	4,280	15
		馬上赤坂山	-	-	-	
		石道	-	-	-	
		堀近組	-	-	-	
		堀出組	28	-	4,200	305
		金居原	-	-	-	
		清水組	33	-	4,950	477
		下出組	-	-	-	
		奥川並	17	-	31,050	1,557
		中之郷	111	-	49,965	154
		田戸	5	-	8,250	197
		鷺見	19	-	42,000	791
		小原	-	-	-	
		柳ヶ瀬	-	-	-	
		菅並	37	-	62,197	924
		下余吳	-	-	-	
		上丹生	100	-	9,400	134
		東野	122	-	8,820	55
		上の荘	204	-	44,472	382
	高島市	在原	17	-	16,250	206
		角川	58	-	55,680	136
		鵜川	48	-	18,050	379
		伊黒	66	-	3,960	99
		押戸	57	-	4,420	90
	米原市	梅ヶ原	90	-	2,100	10
		井尻組	-	-	-	
	愛荘町	秦川山	765	-	61,200	494
		斧磨	-	-	-	
	多賀町	南後谷	-	-	-	
		脇ヶ畑	64	-	1,464	127
総 数		1,948	-	432,708	6,532	

注：平成28年度森林組合一斉調査による。

## (5) 林業事業体等の現況

単位：事業体数

区分		造林業	木材市場	木材業	製材業	その他
市 町 別 内 訳	彦根市	-	-	18	9	
	長浜市	2	1(1)	11	30	
	高島市	2	-	14	8	
	米原市	2	-	1	8	
	愛荘町	-	-	1	3	
	豊郷町	-	-	-	1	
	甲良町	-	-	1	2	
	多賀町	-	-	2	4	
総 数		6	1(1)	48	65	

注：造林業は、森林組合、森林組合連合会および「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた事業体を計上。

木材市場の（ ）は素材市売市場内数

※木材市場、木材業、製材業は、平成29年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

## (6) 林業労働力の概況

単位：人

従事日数		男女計							
		計	1~29日	30~59日	60~99日	100~149日	150~199日	200~249日	
総 数		784	581	86	74	8	6	25	4
市別内訳	彦根市	75	72	2	-	-	1	-	-
	長浜市	125	107	8	3	2	3	-	2
	高島市	225	192	18	8	5	-	1	1
	米原市	133	62	54	-	-	-	17	-
	愛荘町	X	X	X	X	X	X	X	X
	豊郷町	X	X	X	X	X	X	X	X
	甲良町	X	X	X	X	X	X	X	X
	多賀町	226	148	4	63	1	2	7	1

注：2015年農林業センサスによる。

「X」は調査客体が少ないため、情報保護の観点から数値を秘匿したものである。

総数には秘匿した数値を加えていない。

(7) 林業機械化の概況

単位：機械台数

索道・集材機	クレーン	フォークリフト	モノレール	小型運材車	動力枝打機
59	16	24	1	25	28
グラップル	樹木粉碎機	ハーベスター	プロセッサ	フォワーダ	スイングヤーダ
34	4	2	3	2	1

注：平成 29 年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

(8) 作業路網等整備の概況

区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)	区分		延長 (m)	路網密度 (m/ha)
市町別内訳	彦根市	11,916	4.70	市町別内訳	愛荘町	21,192	22.92
	長浜市	241,006	7.09		豊郷町	—	—
	高島市	271,718	8.44		甲良町	—	—
	米原市	121,941	8.80		多賀町	67,868	6.07
				総数		735,641	7.76

注1：平成 29 年度滋賀県森林・林業統計要覧による。

注2：四捨五入のため、内訳と総数が合わないことがある。

#### 4 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

##### (1) 森林より森林以外への異動

異動区分 市町名		農用地	ゴルフ場等 レジャー 施設用地	住宅・別荘・ 工場等建物 敷地、付帯地	道路敷	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-	-	-
	長浜市	-	-	0.33	-	-	0.33
	米原市	-	-	-	-	-	-
	高島市	-	-	-	-	0.43	0.43
総数		-	-	0.33	-	0.43	0.76

注1：四捨五入のため、市町の計と総数とは一致しない場合がある。

注2：平成29年度に確定したものである。

##### (2) 森林以外より森林への異動

異動区分 市町名		農用地	国有林	その他	合計
湖北	彦根市	-	-	-	-
	愛荘町	-	-	-	-
	豊郷町	-	-	-	-
	甲良町	-	-	-	-
	多賀町	-	-	-	-
	長浜市	-	-	-	-
	米原市	-	-	-	-
	高島市	-	-	-	-
総数		-	-	-	-

注1：四捨五入のため、市町の計と総数は一致しない場合がある。

注2：農地転用にかかる平成29年度の調査対象は、甲賀森林整備事務所管内(平成27～29年度分)・中部森林整備事務所(東近江)管内(平成27～29年度分)である。

刊行物名 湖北地域森林計画  
平成31年 1月変更  
刊行年月 平成31年 2月  
発 行 滋賀県琵琶湖環境部森林政策課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1  
TEL 077-528-3914 (直通)  
FAX 077-528-4886  
電子メールアドレス dj00@pref.shiga.lg.jp